

日本古代の国家と蝦夷・俘囚

永田, 一 / NAGATA, Hajime

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

284

(発行年 / Year)

2016-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第381号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(歴史学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013421>

博士學位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	永田 一
学位の種類	博士（歴史学）
学位記番号	第 605 号
学位授与の日付	2016 年 9 月 15 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 文学部教授 小口 雅史 副査 文学部講師 大塚 紀弘 副査（外部）東京大学大学院教授 佐藤 信

日本古代の国家と蝦夷・俘囚

【はじめに】

永田一氏提出学位請求論文『日本古代の国家と蝦夷・俘囚』は、同氏が法政大学大学院人文科学研究科日本史学専攻在学中に、様々な学会誌に掲載された諸論考 7 本（内、査読誌 3 本）を中心に、あらたに執筆した論考を加えて再編成し、全体を日本古代国家における蝦夷・俘囚観念論に関する一つの体系的な論文としてまとめなおしたものである。

最初にこの学位請求論文の構成と初出誌等を示すと、下記の通りとなる。

序章

はじめに／石母田正の小帝国構造論とその後の夷狄論／研究の視点と本論文の構成

※新稿

第 I 部 倭王権の東国進出と蝦夷

第一章 古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論（以後の引用では I－1 と略記する。

以下同様）

はじめに／「アヅマ」の意味・語源とその領域／「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」／〈ヒナ→アヅマ→エミシ世界〉概念の成立と「東夷アヅマノエミシ」／II アヅマの領域画定と「東人」の成立／おわりに

※初出：『法政史学』71、2009

第二章 倭王権と蝦夷の服属－倭王権の支配観念の変化に注目して－

はじめに／敏達紀までの蝦夷関係記事について／『書紀』敏達天皇十年閏二月条の検討／七世紀における蝦夷の服属と倭王権の支配観念／おわりに

※加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』大和書房、2015

第 II 部 律令国家の蝦夷・俘囚支配

第一章 蝦狄についての基礎的考察

はじめに／蝦夷をめぐる問題点／『続日本紀』の蝦夷の用例の検討／夷を含む語句と渡嶋／蝦夷の消滅
／おわりに

※新稿

第二章 夷俘と俘囚

はじめに／「俘囚」と「夷俘」の定義について／俘囚と「夷俘」の移配政策について／初期の俘囚支配
について／弘仁期の俘囚・「夷俘」支配／おわりに

※初出：澤登寛聡・小口雅史編『アイヌ文化の成立と変容－交易と交流を中心として－』法政大学国際日本学研究所、2007

第三章 蝦夷・俘囚の朝貢と節会参加について－八世紀を中心に－

はじめに／七世紀末の蝦夷の朝貢と饗応／蝦夷・俘囚の朝貢・節会参加事例の検討／七世紀後半の蝦夷
の朝貢と八世紀の蝦夷・俘囚の朝貢の違い／おわりに

※初出：『延喜式研究』23、2007（再編）

第Ⅲ部 律令国家の俘囚・「夷俘」観念の変化

第一章 弘仁期における俘囚・「夷俘」観念の変化について

はじめに／俘囚と「夷俘」の内国への移配／「不論民夷」についての検討／「民」「夷」支配の二面性
／俘囚と「夷俘」に対する「夷狄」観念の付加／おわりに

※初出：『法政大学大学院紀要』72、2014

第二章 西海道俘囚の再検討

はじめに／八世紀における西海道の俘囚・「夷俘」／九世紀初頭の西海道の状況と俘囚・「夷俘」／俘
囚・「夷俘」の富豪の成長－農業経営からの発展－／俘囚・「夷俘」の富豪の活動－海上交易への進出の
可能性－／おわりに

※初出：『弘前大学國史研究』136、2014

第三章 俘囚の朝拝・節会参加について－弘仁から承和年間を中心に－

はじめに／弘仁年間における「夷俘」の節会参加／『法曹類林』卷一九七 公務五 承和七年二月十七日
問答の「朝拝」の解釈について／清内御園の疑問の検討／問答から読み取れる承和年間の俘囚の待遇と
その特徴／おわりに

※初出：『延喜式研究』23、2007、『法政史論』39、2012 をもとに再編

第Ⅳ部 小帝国思想の矮小化と俘囚

第一章 俘囚の節会参加の意義について－隼人・国栖との比較を通じて－

はじめに／貞観年間以降における俘囚の節会参加について／隼人の儀式参加について／国栖の儀式・節
会の参加について／俘囚・隼人・国栖の儀式・節会における位置付けについて／おわりに

※初出：『延喜式研究』23、2007（再編）

第二章 閉じられた王土観の形成について－徳化の問題に注目して－

はじめに／古代の王土観をめぐる研究と問題点／日本の縁辺規定について／天皇の徳化の内向き化／お
わりに

※新稿

終章

本論文の内容の概観／結論と今後の課題

※新稿

以下、この全体をさして「本論文」と呼ぶこととする。

【各論考の内容と特色】

本論文は、日本古代国家において、中央政府から蝦夷あるいは後に俘囚と呼ばれるようになった被支配民を対象に、中央政府の支配観念が時とともにどのように変化していったのかを明らかにしようとするものである。この問題は、古代における日本の「中華思想」の問題、あるいは古代の領域概念にかかわってその「王土観」を解明するための重要な素材であり、日本古代政治史上の重要なテーマの一つである。

この問題を解明するにあたり、著者は、①律令国家の蝦夷・俘囚支配の実態、②蝦夷・俘囚の朝貢や節会への参加のあり方といった2つの視点を用意して検討しているが、とくに重点が置かれているのは②の方である。①については従来も多数の研究が存在し、それなりの方向性が示されてきているが、本論文はその研究史を踏まえた上で、これまでまだ研究が十分に及んでいない②の視点に注目し、そこに本格的に解明のメスを入れようとする意欲的なものとなっている。

まず**序章**で、夷狄論に関する膨大な研究史を整理し、本論文の出発点である「蝦夷」の身分定義について確認している。著者は基本的に1963年に石母田正が論じた小帝国構造論に従うことを確認することからはじめる。石母田説は、まず天皇の統治のおよぶ範囲を「化内」、その外部の領域を天皇の教化のおよばない「化外」とした上で、「化外」を①隣国＝唐、②諸蕃＝新羅など朝鮮諸国、③夷狄＝蝦夷・隼人、といった三類型に区別する。この日本を中心とする小帝国構造が大宝律令制定時に成立したと考えるものである。この石母田説の示す帝國的な支配構造は、その後の蝦夷研究のみならず、新羅・渤海などの諸蕃、あるいは唐などとの外交関係の研究においても多大な影響を与えたものである。50年以上前の論文であり、近年の研究では一部修正が必要とされてはいるものの、蝦夷を「化外の夷狄」として捉える見方はいまなお有効であり、本論文もその立場から論じることを確認している。

第Ⅰ部「倭王権の東国進出と蝦夷」は、文献史学的に十分な検討が可能になる6～7世紀にさかのぼり、その当時の倭王権と蝦夷との関係を検討する。

第一章「古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論」では、「アヅマ」という地域概念に注目し、その領域の変化が東国に住む人々の認識と密接に関わっていることについて考察する。まず〈ヒナ→アヅマ→エミシ世界〉という概念の成立が、畏怖と尊敬の念

の対象として「エミシ」とよばれていた人々を、征討対象の「毛人」と「アヅマノエミシ」に分離したことを指摘し、ついでアヅマの領域の画定が、関東地方における国造制の成立、そして国造制を基盤としたB型舎人の貢上と密接に関わるものであり、その過程で「アヅマノエミシ」のうち倭王権に従った人々が「東人」として認識されるに至ったとする。また坂東アヅマが成立した7世紀前半頃に「蝦夷」という人間集団の認識も成立したことにも言及している。本章での重要な論点は、一定の領域概念の成立と、その領域が確定するには時間差があること、領域の確定が人間集団の把握と密接に関わることを指摘したところにある。

第二章「倭王権と蝦夷の服属—倭王権の支配観念の変化に注目して—」では、I-1で見たような倭王権の東国への進出と、蝦夷という人間集団が認識される過程を踏まえた上で、7世紀以前における倭王権の支配観念の考察と蝦夷の服属に関する記事の検討を行う。まず『日本書紀』の蝦夷関係記事は、敏達天皇十年閏二月条以降は実態を反映したものと思見させるが、それ以前のもは書紀編者によって造作されたか、あるいは伝承の域を出ないものであり、そのまま史実とすることはできないとしている。次に『日本書紀』敏達天皇十年閏二月条を検討し、そこに記述された6世紀末の敏達朝の蝦夷の服属儀礼の実施や、禊ぎなどの所作は事実の反映であるとしている。しかし、敏達天皇の詔自体は書紀編者により造作されたものであり、綾糟の誓約の「臣等蝦夷（中略）絶滅臣種矣」の部分についても、先行研究を批判して、7世紀後半頃に使われていた蝦夷や隼人の誓約の文言をもとに造作された可能性が高いことを指摘している。また7世紀以降の蝦夷の朝貢記事についても検討し、仏教的世界観に基づく支配観念が推古朝～斉明朝を通じて一貫して継承されたこと、須弥山像などが示す仏教的世界観に基づく支配観念とは、隋・唐の冊封体制から離脱し、列島内の化外の人々や朝鮮半島の諸国に対し倭王権を中心とする天下観を示そうとするものだったが、白村江の戦いの敗北で、その効力を失ったことを論じている。本章の要点は、推古朝～斉明朝にかけては仏教的世界観に基づく支配観念が大きな意味を持っており、蝦夷が服属儀礼を行った空間を、神の降臨する場という側面のみで捉えることに疑問を呈したところにある。

以上のように、第I部においては、倭王権が蝦夷という人間集団の認識を持つに至る過程と、7世紀段階においていかなる支配論理によって蝦夷を服属儀礼に参加させようとしていたのかを明らかにしたことになる。

第II部「律令国家の蝦夷・俘囚支配」は、主に8世紀から9世紀初頭における律令国家の支配観念と蝦夷・俘囚支配について考察したものである。

第一章「蝦狄についての基礎的考察」では、文徳天皇元年から宝亀十一年に用いられた「蝦狄」という新しい表記に注目し、その意味の変化を考察している。蝦狄は、創出された当初は陸奥蝦夷に対する存在と位置づけられており、越後蝦狄や出羽蝦狄とあるように、陸奥に対する越後・出羽といった国々との結びつきが強かった。しかし蝦狄はやがて越後

や出羽と切り離され、宝亀十一年に渡嶋蝦狄という用例が見られるに至るという。また、蝦狄と狄は8世紀初頭より、類似した意味で使用されていたが、蝦狄が渡嶋の人々を指すようになると狄も出羽エミシと渡嶋の人々を内包するようになり、渡嶋狄が一般化するに及んで蝦狄の語は使われなくなったとする。蝦狄や狄が渡嶋の人々を指すようになった原因は、8世紀中葉以降に渡嶋人々が秋田城に朝貢、交易に来る機会が増加したことで、律令国家側が渡嶋の人々の実態や渡嶋の情勢を知り、認識を変化させたことによると結論づけている。律令国家成立時の小帝国思想を表す蝦狄の表記が、北方世界の実情を知ったことで、宝亀年間に変化せざるを得なくなったことは、8世紀における律令国家の支配観念を考えるうえで重要な指摘である。

第二章「夷俘と俘囚」では、夷俘と俘囚の定義についての膨大な研究史を整理し、延暦十年代以降、夷俘は俘囚と異なる「帰降蝦夷および夷」という意義で使用される傾向があることをふまえて、平川南説を支持している。また俘囚と“夷俘”（帰降「蝦夷」および「夷」を表す場合を“夷俘”と表記する）の移配の様相、8世紀から9世紀初頭における俘囚の身分的特徴を確認している。そして弘仁年間の「俘囚」「夷俘」「夷」を対象とした諸政策を検討し、それが俘囚・“夷俘”のどれを対象としたものかを検討していく。本章は、俘囚と“夷俘”の定義や、その支配政策を確認することを目的としていて、これをもとに以下の考察に入っていく。

第三章「蝦夷・俘囚の朝賀と節会参加について－8世紀を中心に－」では、主に7世紀末から8世紀における蝦夷・俘囚の朝賀や節会参加について考察している。蝦夷と俘囚は国家的行事である元日朝賀に参列して天皇への服属を直接誓約し、位階によって自らの位置付けを獲得する。そして正月十五日前後に節会に参加して叙位・賜禄されて帰郷する。このように、天皇を中心とした小帝国構造の体現を行う国家的儀礼に彼らに参加させ、その後、天皇との共同体意識を高揚させるため節会に参加させるという形式がとられているという。またこうした形式は、熊谷公男が明らかにしている7世紀以前の蝦夷の服属儀礼の形式を引き継いだ側面があることを指摘する。

蝦夷・俘囚と儀式との関係を本格的に論じたものは蝦夷論の他の分野に比して少なく、本章の考察によって明らかになった点が多い。本論文での白眉であると同時に、以後の考察の原点となる重要な部分である。

第Ⅲ部「律令国家の俘囚・“夷俘”観念の変化」は、主に9世紀における律令国家の俘囚・“夷俘”に対する観念の変化について考察する。

第一章「弘仁期における俘囚・“夷俘”観念の変化について」では、災害時の賑給の詔に見える「不論民夷」という表現に注目し、9世紀における「民（百姓）」「夷（俘囚）」支配について考察する。「不論民夷」という表現は東北地方のみならず内国においても「民（百姓）」と「夷（俘囚や“夷俘”）」が存在する社会状況が自明の前提とされており、そうした社会状況を表す文言を、勅や詔に意識的に用いることで天皇の徳の高さを示そうとして

いるとし、弘仁年間以降、律令国家は「民」「夷」が内国に存在する社会状況を前提とした支配を展開していく際に、律令国家は「夷」とされた俘囚支配について、実態面とイデオロギー面で二面性を維持する方針をとったことを論じる。本章の要点は、弘仁年間以降、俘囚に「夷狄」観念が付加されるようになったが、これは東北三十八年戦争の終結で天皇の徳化を化外の地に及ぼしていくという意識が減退し、矮小化しつつある小帝国思想を存続させようとしたことに起因するとしたところにある。本章も従来の研究史の欠を補う重要な視点を提供している。

第二章「西海道俘囚の再検討」では、天長期に西海道北部で富豪として活動する俘囚に注目し、富豪に成長した背景と活動の展開について考察している。背景としては、8世紀初頭から西海道に俘囚が集中的に移配されたこと、延暦～弘仁年間にかけて西海道で災害・飢饉などによる深刻な生産力の低下と人口減少があり、在地の有力者層の様相が大きく変化したことを指摘する。俘囚の富豪はまず農業経営により動産を蓄積し、それによって周囲の俘囚や一般百姓をも自らの農業経営の労働力に取り込んでいったこと、律令国家の想定を超えて成長した彼らが国司に接近していったことを述べる。また俘囚独自のネットワークを介して、瀬戸内海を舞台とした交易に進出した可能性をも指摘している。本章は、律令国家の当初の想定を越え、実力によって富を蓄積した俘囚の富豪が在地の人々にいかなる影響を与えたのかを明らかにしようとしたものであり、Ⅲ－1とあわせて従来から注目されてきた公民と俘囚の対立・衝突とは違った事象を検討し、俘囚に対する異なる見方も存在していたことを提示しようとする意欲的なものである。

第三章「俘囚の朝拝・節会参加について－弘仁から承和年間を中心に－」では、弘仁年間から承和年間における「夷俘」と俘囚の節会参加と朝賀参列の有無について検討した。『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年（840）二月十七日問答には、俘囚が「朝拝」に参列したことが見えるが、「朝拝」は朝賀ではなく節会を指すとする最近の河原梓水、熊谷公男の研究に触れ、あらためてその解釈を試みたものである。本条の「朝拝」は元日朝賀を指しており、「承前之例（中略）持末位」の部分は元日朝賀に関する記述、「而頃年間（中略）雑居朝堂」の部分は節会に関する記述であるという新しい史料解釈を示し、俘囚が承和年間頃に朝賀に参列していた可能性があることを論じている。本章の要点は、承和年間頃の俘囚の列立や着座の位置はあくまで外五位の者としての位置であり、俘囚身分であるために他の外五位と異なる対応をとられていないことを指摘したことにある。Ⅱ－3とあわせて、儀式をめぐる分析はこれまた貴重なものとなっている。

第Ⅳ部「小帝国思想の矮小化と俘囚」は、主に9世紀以降における小帝国思想の矮小化と、俘囚支配の関係を考察するものである。

第一章「俘囚の節会参加の意義について－隼人・国栖との比較を通じて－」では、隼人・国栖の儀式や節会参加のあり方と俘囚の節会参加を比較し、俘囚を節会に参加させたことの意義について考察する。俘囚の節会参加は『延喜式』巻一一、太政官俘囚交名条で規定

されているが、本条は貞観式で成立したと見られ、その後成立した儀式書で、俘囚が「共同体意識高揚の場」である豊楽院型節会へ参加することが定められたのは、王権の脅威となる存在が服属した姿を象徴させるためだったと指摘する。儀式や節会に隼人・国栖とともに俘囚を参加させたのは、王権がさまざまな立場の異民族を支配しているということを表現し、小帝国思想の維持をはかろうとしたためであると論じる。小帝国思想が矮小化に向かう9世紀初頭に俘囚・隼人・国栖の儀式・節会参加を定めていったのは、王権を守護する存在である隼人・国栖と、王権の脅威である存在が服属した姿を象徴する俘囚を揃えることを重視していたためだという。これも俘囚と儀式に関する、従来の欠を補う重要な論考となっている。

第二章「閉じられた王土観の形成について―徳化の問題に注目して―」では、村井章介・坂上康俊らによって指摘された9世紀以降における閉じられた王土観の形成について考察する。まず8世紀における王土観が実効的支配領域に限定されるものであったかどうかについて、律令の縁辺に関する規定に注目して検討する。その結果、唐に比べると日本の律令は縁辺に関する規定を整備する意識が希薄で、古代日本の縁辺概念も曖昧なものとならざるを得ず、8世紀当初の王土観も広がりのあるものだったとみなせると指摘する。閉じられた王土観は、天皇の徳化が実効的支配領域の外に及ばない内向化を見せる弘仁年間頃から形成が始まったとし、その契機に東北三十八年戦争の終結が関わっている可能性があるという。

終章では、以上の考察を総括する。6～7世紀の倭王権は東国に進出していくなかで、「アヅマ」という領域概念を設定し、その周辺の人々を東人や蝦夷といった人間集団として定義した。7世紀には須弥山像などが示す仏教的世界観に基づく支配観念を導入し、蝦夷などに服属儀礼を行わせていた。この時期の倭王権は地域概念の設定や人間集団の設定などを行い、また蝦夷等を服属させるためのあらたな論理を貪欲に吸収しており、極めて能動的に外部に働きかけている。こうした能動的な動きは8世紀初頭まで確認することができる。華夷思想にもとづく蝦狄の設定、東北地方の蝦夷・蝦狄・俘囚らを朝賀や節会に参加させることは、まさしく小帝国構造を現出させる行いとみる。

ところが、こうした能動性は宝亀年間頃より低下していくという。蝦狄という表記の消滅が、北方世界の実情を知ったことに起因しているのだとすれば、あらたに知った世界に対し、地域概念や人間集団の設定などを行う能動性はすでにそこには見られない。この時点で、律令国家はかつての小帝国思想をそのままでは堅持できなくなっており、その維持に腐心するようになっていく。弘仁年間以降、儀式の整備などが進められていくなかで、国栖や隼人、そして俘囚を儀式や節会に参加させていくことも、こうした流れの中で理解すべきであるという。また、賑給の詔において「不論民夷」という表現を使い、「民（百姓）」に対する「夷」を移配俘囚に置き換えることなどは、本来の小帝国思想からはかけ離れたものである。しかしそうまでも詔で「不論民夷」の言葉を使い、天皇の徳の高さを表

現しなくてはならなかったのは、小帝国思想に替わる国家のあらたな支配論理を見出せなかったからではないか。9世紀における閉じられた王土観は、こうした状況のもとで形成されたとして、本論文を閉じている。

【総合的評価】

以上のように、本論文は、日本古代の帝国構造の構築において、重要な役割を果たした蝦夷と俘囚とについて、従来の、その実態を重視する膨大な研究を十分に踏まえながらも、あらたに蝦夷・俘囚の朝貢や節会といった国家的儀式への参加のあり方といった視点を導入し、もって古代国家の国制史の中に蝦夷・俘囚を位置付け直し、結果的に古代国家の支配観念や領域観、王土観の変遷を詳細かつ具体的に明らかにした点に特徴がある。この点は従来の研究の欠を補う新しい論点を呈示し、かつ成功させたものとして高く評価すべきであろう。これまで紹介してきた各章の結論は、非常に細かい論点については、異論も成り立つ箇所があるが、総体として一説を成していると評価してよい。史料の残存状況が悪い日本古代史研究においては、史料による細かい緻密な論証が難しい場面が多く、そうした場面においては、論文の高度な論理的整合性ないし体系性が強く求められるが、本論文は史料解釈はもちろんとし、そうした困難をも見事に乗り越えて、古代国家の支配観念について、一つの論理的世界をきちんと構築しているといつてよい。結果的に、東北史のみでない列島史としてのエミシ論をめざした意欲的な研究になっているといえよう。

個別に評価していくと、たとえばⅠ－1においては、先行研究（荒井秀規説）の〈ヒナ→アヅマ→エミシ世界〉という概念を利用しつつも、そうした概念の成立と、一方でのアヅマの領域の画定には時間的に開きがあることを想定し、その開きの間に「エミシ」という人間集団に対する認識の変化があり、「アヅマ」と呼ばれた領域に住む人々との新たな関係の構築のなかでアヅマの領域の画定が行われたのではないかという推論を立て、その論理を構築した点は鋭い。従来必ずしも論理的に説明がついていなかった「東人」と「蝦夷」の分離を明らかにすることができた。ただし一言敷衍しておけば、実は「東人」「蝦夷」という『日本書紀』の人名表記をストレートに利用して良いのか、さらなる検討が必要ではあるけれど（『日本書紀』の人名表記には、後世の手が明らかに入っているケースがままあるので）。

またⅠ－2では、敏達紀十年閏二月条の蝦夷の誓約をめぐる記事を丹念に検討し、これまで通説的位置を占めてきた熊谷公男説を批判的に継承し、中国史料や中国出土鏡、三角縁神獣鏡などをめぐる幅広い先行研究を活用して、そのいくつかの部分が造作記事であることを明らかにしたことも重要である。蝦夷の誓約が存在したことは事実としつつ、どこまでが史実でどこが造作かを明らかにした上で、倭王権の支配観念の変遷を明確に跡づけることを可能にした。従来の須弥山を中心とする世界観の導入の意義についての解釈もこれによって修正され、須弥山利用の中止が白村江の戦いでの敗戦によるという結論も、斬新で説得力に富み、今後議論を呼ぶであろう。ただし須弥山中心世界観は日本中世におい

ては大きく変貌を遂げるのでそれとの比較も今後の課題となるかもしれない。

Ⅱ－１では、蝦狄ないし狄表記の登場とその後の変遷について、従来単純に中華思想の「北狄」との関連で述べられるだけだったのに対して、その語の指すものが何であるのかを丹念に調べて、渡嶋がそこに含まれた段階で蝦狄表記が消滅している可能性を見出したのは特記できる。陸奥蝦夷が蝦狄と呼ばれた事例も従来は解釈出来ずにいたわけであるが、これによって新しい解釈が可能になった。ただし日本古代史研究の常として、別な見方も可能ではあるが、従来なかった新しい視点を提供した点は評価できる。

Ⅱ－３、Ⅲ－３、Ⅳ－１は、蝦夷・俘囚の儀式や節会の参加を歴史的に意義づける一連の論考で、やはり文中の白眉である。従来、これらの儀式や節会については、形式的なものとして無視されることが多かったのであるが、本論文で初めて本格的かつ体系的に学問的メスが入れたのである。この時系列に基づく総合的な分析によって、本論文の中心をなす、日本古代国家における支配観念の変質過程や、領域観、王土観の変遷が跡づけられることになった。その詳細は各章の内容紹介で触れたとおりであるが、結果的に、小帝国思想の矮小化への過程と、閉じられた王土観の形成を証明することで本論文を無事に閉じることに成功した。とくに『法曹類林』をめぐる解釈は精緻を極め、特筆に値する。

その他、Ⅲ－１の「不論民夷」をめぐる解釈は、支配イデオロギー分析において重要な役割を果たしていて興味深い。またⅢ－２はこれまでほとんど検討されてこなかった、九州西海道俘囚の詳細な論考で、富豪となった俘囚の存在とその歴史的意義を明らかにした功績は大きい。ただここでは公営田制との関係にまで検討を及ぼせばさらに説得力が増したかもしれないが。また俘囚独自のネットワークの存在など、可能性としては認められるものの、完全に実証し切れていない感がないわけでもない。

繰り返しになるが、史料解釈に基づく細かい実証もさることながら、全体の論理性ないし体系性が重要な日本古代史研究にあつては、様々な結論があり得るのであって、一つの新しい説が現れてそれで終わりになるということは、まずあり得ない。本論文についても個々の論点について別な見方も可能である。しかし大切なことは、全体として一つの世界が合理的に描けているかどうかである。それに成功すれば学説として長く残るものとなる。本論文もそうした扱いを受けるに違いない。

もちろん、これまでも折に触れて、その場その場で多少の問題点をあげてきたが、今後に残された課題もなお存在する。たとえば小帝国思想の矮小化を論じるためには、9世紀においてなお小帝国思想を必要としたことを前提にしなければならないが、本論文ではその背景として渤海との外交関係を唯一の証拠として挙げている。日渤海外交については別な大きな政治史上の問題があり、時代による変遷もあるので、それとの整合性を図る必要があろう。あるいは日渤海関係以外に何か根拠を探す必要があるかもしれない。

またこの蝦夷の支配観念を完結させるためには、同じ蝦夷という表記がエビスを経てエ

ゾと、その呼称が変わっていく 10 世紀の問題を取り扱う必要がある。これまた膨大な先行研究がある分野であるが、筆者には引き続き 10 世紀にまで研究対象を延ばし、より総合的な論の完成を期待したい。本論文は実際にそれが確実に期待される水準に達している。

あるいは古代の境界観念については、多賀城碑をはじめとして、必ずしも直接「蝦夷」「俘囚」には触れていないものも含めれば他にも多数の重要な史料がある。これらを取り込んで論を再構築していけばなお説得力が増すであろう。

さらにいえば、本来、日本北方史は考古学的研究成果の導入が必須である。本論文では意図的にそれを排除している。文献史学者としての矜持を守り、文献史学だけでどこまで明らかにできるか挑戦した節があり、これまで述べてきたようにそれは成功してはいるものの、いつまでも考古学的成果に禁欲的である必要はないであろう。今後は北方考古学の成果もきちんと踏まえた新しい世界を切り開いていって欲しいと思う。

また本論文は、その波及効果として、今後、中世史研究にも影響を及ぼす論点を提示していることにも注目される。中世の支配観念である王土王民思想が形成される前提として本論文が論じた「閉じられた王土観」の成立は重要な問題でとなるであろう。従来は「閉じられた王土観」成立の契機として、9 世紀におけるケガレ観念や神国思想の拡大が重視されてきた。しかし本論文によって、東北三十八年戦争の終結にも目を向ける必要性が明らかになった点は重要で、今後中世史の側でもしっかりとこれを受けとめる必要が出てくるであろう。

その他、著者には、まだまだ期待する点が多い。本論文の成果をもとに、さらに研究が発展していくことが十分に期待される、将来性も高い論文であると評価できることは間違いないと考えるものである。

【結論】

審査小委員会は、永田一氏提出の学位請求論文『日本古代の国家と蝦夷・俘囚』を、上記のごとく評価し、本論文提出者が博士（歴史学）の学位を授与されるに十分な資格を有するとの結論に達した。